自主点検表（安全のため事前にチェックしてください！）

〈開設場所〉

□　消火栓、防火水槽及び消防屯所から５ｍ以上離れています

□　消防車両の進入口や周囲の建物からの避難に支障のある場所ではありません

□　テント等は、固定されています

〈ＬＰガス〉

□　ボンベは、直射日光の当たらない場所に転倒しないように設置し、火気と２ｍ以上離れています

□　ホースは、ひび割れ等がありません

□　ホースの接続はバンド等で確実にしています

〈自主防火管理（消火準備）〉

□　消火器・水バケツを準備しています

□　消火器を正しく使用できます

□　万一の場合、１１９番通報が確実にできます

〈火気器具等〉

□　火気器具等の周囲は、常に整理整頓に努めます

□　火気器具等は、安定した不燃性の床、台の上で使用します

□　火気器具等の近くには、燃えやすい物を置きません

□　火気器具等は、取扱い注意事項を守り正しく使用しています

〈電気器具〉

□　たこ足配線はせず、許容電流を守っています

□　配線には、荷重がかからないようにしています

□　水のかかる場所では、防水性能のあるものを使用しています

〈まき・炭等〉

□　まき・炭等を使用する場合は、みだりにその場を離れず、残火や取り灰などの後始末を確実に行います

〈携帯発電機・危険物容器〉

□　携帯発電機は、安全な場所で正しい使用方法で使用しています

□　使用中、途中で給油しなくても良いようにしています

□　容器は消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき正しく使用します

□　容器のふたを開ける前には、必ず安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを確実に行います

□　容器は直射日光の当たらない場所で、発電機及び観客等から十分な距離をとり保管します

〈玩具用花火〉

□　たばこ等の火で着火しないよう、フタのある不燃性の容器に入れるか、防炎処理をしたシートで覆って販売します

※　裏面につづく

〈暖房器具〉

□　暖房器具を使用する場合は、燃えやすいものとの距離を十分に取り、使用中はその場を離れません

〈放火防止対策〉

□　２日以上にわたり開設する場合は、燃料等の危険物は、閉店後に持ち帰ります

□　ゴミ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に行います

露店等を開設される皆さんへ

１　多数の者が集合する催しにおいて、火気器具等を使用する場合は、消火器の準備が必要です。（火災予防条例第18条）

２　露店等を開設する日の５日前までに、「露店等の開設届出書」を管轄する消防署又は分署に届け出なければなりません。
（火災予防条例第50条）

①　届出者は、露店等の関係者又は催しの主催者となります。

②　催しの主催者がまとめて届け出る場合は、露店等の配置、使用する火気器具等の種類、消火器の配置状況等が分かる図面等の添付が必要です。

③　届出後に届出事項に変更がある場合は、必ず届出した消防署又は分署に連絡してください。

３　この自主点検表で必ず確認し、防火管理を徹底すること。

開設の届出／問い合わせ先

□ 久慈消防署　５３－０１１９
□ 久慈消防署種市分署　６５－６１１９
□ 久慈消防署大野分署　７７－４１１９
□ 久慈消防署山形分署　７２－３１１９
□ 久慈消防署野田分署　７８－２１１９
□ 久慈消防署野田分署　３５－２１１９

久慈広域連合消防本部